

平成24年度 第11回 西宮市農業委員総会議事録

1、開催日時：平成25年2月20日（水）14時30分から15時12分

2、開催場所：西宮市役所東館7階701会議室

3、出席委員（14人）

会長	1番	吉田 昭光
会長職務代理者	2番	坂口 文孝
委員	3番	大川原 成彦
	4番	まつお 正秀
	5番	松本 俊治
	6番	森畑 義明
	7番	大前 輝雄
	8番	吉井 律
	9番	松井 祐一
	10番	岡本 久一
	11番	茶谷 勝視
	12番	高田 孝
	14番	丸 幸良
	15番	奥村 幸弘

4、欠席委員（1人）

13番 尾崎 清政

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第19号 農地法第4条の規定に基づく許可申請の件

議案第20号 農地法第5条の規定に基づく許可申請の件

議案第21号 生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る主たる従事者証明書交付の件

報告第39号 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出受理の件

報告第40号 農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件

報告第41号 農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件

報告第42号 農地法第18条第6項の規定に基づく解約等の通知の件

報告第43号 農地法施行規則第32条第1項の規定に基づく届出受理の件

報告第44号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

6、農業委員会事務局職員

事務局長 森 正一

係長 東 孝二

主事 立花 逸人

議 長 委員の皆様、本日はご苦勞様でございます。定刻となりましたので、ただ今から農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は、在任する選挙による委員10名のうち出席数は9名であり、過半数以上ですので農業委員会総会は成立いたしております。

議 長 それでは、まず、日程第1の議事録署名委員について、私から指名させていただくことにしてご異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

議 長 異議なしとのことでございますので、2番坂文孝委員、5番松本俊治委員を議事録署名委員に指名いたしますのでよろしくお願ひします。

以上で日程第1を終わります。

議 長 まず、議案第19号「農地法第4条の規定に基づく許可申請の件」を上程いたします。

事務局の説明をお願いいたします

事 務 局 それでは、ご説明させていただきます。まずは、議案書の1ページについてですが、議案第19号「農地法第4条の規定に基づく許可申請の件」1件でございます。次のとおり農業委員会に許可申請書が提出されたので、兵庫県知事に対して意見進達することについて可否の決定を求めます。

議案書及び、本日配布資料の「農地等の転用の許可申請に係る意見書(案)」を基にご説明します。

【議案第19号を議案書をもとに朗読】

農地法第4条許可申請においては、立地基準、許可基準いずれも満たさない限り許可はできないことになっております。

まず、立地基準です。立地基準とは、農地の程度、例えば、規模、集団性、市街化の程度に応じて農地を区分し、その区分により転用できるものを限定するための基準となりますが、現地調査結果を意見書(案)に添付の別紙図面を作成しておりますが、農地区分は、申請地の側道には、上下水管が埋設されており、申請地から概ね500m以内に2以上の教育施設・社会福祉施設等があることから、第3種農地と判断され農地転用は原則許可となります。

原則としているのは、他法令の許可等があることが前提としているためです。例えば、都市計画法の開発許可などがそれにあたります。

続いて、一般基準です。一般基準とは、当該農地で転用事業の必要性、程度の妥当性、代替性等を添付書類等によって確認し、実現可能なものかどうかを判断する基準となりますが、書面審査により、事業計画・費用・資力から実現可能な転用計画と判断でき、一般基準も満たしていると考えられます。

議 長

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

事務局の説明は終わりました。

次に、地元委員の説明をお願いいたします。

12番(高田)

それでは、議案第19号についてご説明いたします。

申請地は、鷲林寺1丁目にあり、添付地図でも確認いただけると思いますが、県道82号線、鷲林寺町交差点西約200mのところにあります。現在農地は耕作地として適正に管理されていますが、所有者の現住所からでは通作に不便を感じるため、申請地に農家住宅を構え営農に励みたいという意向で本申請をすることになりました。

農地法の定める立地基準にも、抵触する箇所もないため、兵庫県知事に対し、意見書を付して申請書を送付しても問題は無いと考えます。

以上で地元委員の説明を終わります。

議 長

地元委員の説明は終わりました。

本件に対してご質問、ご意見はございませんか。

委員一同

(意見なし)

議 長

なければ、議案第19号「農地法第4条の規定に基づく許可申請の件」につきましては、許可相当との意見書を付して、県知事に進達することにしてご異議ございませんか。

委員一同

(異議なし)

議 長

ご異議がないようでございますので、議案第19号「農地法第4条の規定に基づく許可申請の件」につきましては、兵庫県知事に進達することにいたします。

議 長

続きまして、議案第20号「農地法第5条の規定に基づく許可申請の件」を上程いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局

それでは、ご説明させていただきます。まずは、議案書の2ページについてですが、議案第20号「農地法第5条の規定に基づく許可申請の件」1件でございます。次のとおり農業委員会に許可申請書が提出されたので、兵庫県知事に対して意見進達することについて可否の決定を求めます。

議案書及び、本日配布資料の「農地等の転用の許可申請に係る意見書(案)」を基にご説明します。

【議案第20号を議案書をもとに朗読】

農地法第5条許可申請においても、4条許可申請と同様に立地基準、許可基準いずれも満たさない限り許可はできないことになっております。

まず、立地基準です。現地調査結果を意見書(案)に添付の別紙図面を作

成しておりますが、申請農地の農地区分は、圃場整備などの面的整備は行われておらず、農地としての集団性もありません。また、従前、耕作放棄地であったことから、周辺農地と比べ生産性が高いとはいえません。加えて、当該申請地と接している里道には、ガス管・上水道管等の埋設がないことから、いずれの農地区分にも該当しないと考えられ、第2種農地と判断できません。農地転用は、代替性を検討した上で、当該地で転用することが妥当となれば、立地基準は満たされると考えます。今回の申請においては、代替性の検討が十分にされています。

続いて、一般基準です。書面審査により、事業計画・費用・資力から実現可能な転用計画と判断でき、一般基準も満たしていると考えられます。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議 長

事務局の説明は終わりました。

次に、地元委員の説明をお願いいたします。

1 2 番(高田)

申請地は、鷲林寺1丁目にあり、添付地図でも確認いただけると思いますが、県道82号線、鷲林寺町交差点の西北西約250mのところにあります。

申請農地の東側、北側、南側は水路敷きで、西側は農地ではありますが、耕作者の同意を得ております。

申請人は、農地を転用して資材置場にする計画です。

この転用計画については、隣接農地の同意も得ております。また、農地法の定める立地基準にも、抵触する箇所もないため、兵庫県知事に対し、意見書を付して申請書を送付しても問題は無いと考えます。

議 長

地元委員の説明が終わりました。

本件に対してご質問、ご意見はございませんか。

委員一同

(意見なし)

議 長

なければ、議案第20号「農地法第5条の規定に基づく許可申請の件」につきましては、許可相当との意見書を付して、県知事に進達することにご異議ございませんか。

委員一同

(異議なし)

議 長

ご異議がないようでございますので、議案第20号「農地法第5条の規定に基づく許可申請の件」につきましては、兵庫県知事に進達することにいたします。

議 長

続きまして、議案第21号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る主たる従事者証明書交付の件」を上程いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局

それでは、ご説明させていただきます。議案書の3ページ1件でございます。

す。議案第21号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る主たる従事者証明書交付の件」でございます。次のとおり農業委員会に対して証明書の交付申請がなされたので、証明書交付の可否につきまして決定を求めるものです。

【議案21号を議案書をもとに朗読】

番号1の さんは、大正15年生まれで87歳と高齢に加えまして、昨年3月に第3、第4腰椎を圧迫骨折し、以降、歩行もままならない状態で、耕作を続けることが困難になったものです。当該農地であります。主に、本人が耕作していたもので、妻も82歳と高齢であり、当事者に代わり耕作することは困難な状況です。

以上の理由により、生産緑地法第10条の規定に基づき、市長に対して生産緑地の買取申出するにあたって、同法の規定に基づき、農業委員会に対し、当事者の 氏より、当該生産緑地に係る農業の主たる従事者に該当することについて、証明書の交付申請がなされたものでございます。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議 長

事務局の説明は終わりました。

次に、地元委員の説明をお願いいたします。

15番(奥村)

議案第21号についてご説明いたします。

大島町及び樋ノ口町2丁目の申請農地は、添付の地図でもお分かりいただけますと思いますが、大島町の農地は、西宮市そよかぜ大島公園のすぐ西に、また樋ノ口町2丁目の農地は樋ノ口小学校の東、約100mのところにあります。いずれの農地も、耕作地として適正に管理されています。

以上で地元委員の説明を終わります。

議 長

地元委員の説明は終わりました。

本件に対してご質問、ご意見はございませんか。

委員一同

(意見なし)

議 長

なければ、議案第21号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る主たる従事者証明書交付の件」につきましては、ご承認いただくこととしてご異議ございませんか。

委員一同

(異議なし)

議 長

ご異議がないようでございますので、議案第21号につきましては、証明書を交付することといたします。

議 長

これより報告案件に入ります。

まず、報告第39号「農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局 報告第39号「農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出受理の件」で
ございますが、議案書4ページ1件でございます。

【議案書朗読】

当該届出は、法定記載事項がもれなく記載され適法なものとして事務局長
専決により、書類を受理しましたのでご報告します。

議長 事務局の説明は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。
委員一同 (なし)
議長 質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議長 次に、報告第40号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理
の件」を報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局 報告第40号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の
件」でございますが、議案書5ページ2件でございます。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め完備しておりましたので、事務
局長専決により、書類を受理しましたので報告します。

議長 事務局の説明は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。
委員一同 (なし)
議長 質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議長 続きまして、報告第41号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届
出受理の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事務局 報告第41号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」
でございますが、議案書6ページ1件でございます。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め完備しておりましたので、事
務局長専決により、書類を受理しましたので報告します。

議長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。
委員一同 (なし)
議長 質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議長 続きまして報告第42号「農地法第18条第6号の規定に基づく解約等の

報告第42号「農地法第18条第6項の規定に基づく解約等の通知の件」
でございますが、議案書7ページ2件でございます。

【議案書朗読】

添付書類も含め、通知要件を満たしておりましたので報告します。

議長
委員一同
議長
(なし)

質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議長
続きまして報告第43号「農地法施行規則第32条第1号の規定に基づく
届出受理の件」を報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局
報告第43号「農地法施行規則第32条第1項第の規定に基づく届出受理
の件」でございますが、議案書8ページ1件でございます。

【議案書朗読】

当該規定は、農地転用許可制度の例外規定であり、具体的には、耕作の事
業を行うものが、その耕作の事業に供する、他の農地の保全または、利用増
進のために、必要な農業用施設【例えば、農道、水路】や自己の農作業の育
成または、養畜のため、200㎡以下の農業用施設、例えば、納屋、堆肥舎
に農地を転用する場合は農地法の許可は不要なことを定めています。届出手
続は、平成24年4月20日の総会において西宮市農業委員会事務取扱要領
に定めております。

なお、当該農地は市街化調整区域にあり、添付書類も含め完備しておりま
したので、会長専決により、届出を受理しましたので報告します。

議長
委員一同
議長
(なし)

質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議長
続きまして報告第43号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付
の件」を報告いたします。

事務局の報告をお願いいたします。

事務局
報告第43号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」でご
ざいですが、議案書8ページ1件でございます。

【議案書朗読】

現地調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確認しまし
たので会長専決にて証明書を交付したので報告します。

議長
事務局の報告は終了しました。本報告に対し、ご質問はございませんか。

委員一同
議長

(なし)

質問もないようございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議長

以上を持ちまして、本日予定いたしておりました議案審議並びに、報告案件はすべて終了いたしました。

これをもちまして、本日の定例農業委員会総会を閉会いたします。

農地等の転用の許可申請に係る意見書（案）

1 申請区分	法第4条第1項	法第5条第1項	許可条件変更承認			
2 申請者の氏名及び住所 (法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	譲受人(借人)	氏名		住所		
	譲渡人(貸人)	氏名		住所		
3 権利の種類	所有権	賃借権	使用貸借	その他()		
4 申請に係る土地の所在、地番及び地目別面積	所在及び地番		面積	左の地目別面積		
	鷺林寺1丁目		81㎡	田	畑	採草放牧地
	同		2,533㎡ の内417.04㎡	498.04㎡	0㎡	0㎡
5 耕作の状況	自作地 小作地(耕作者氏名) 転用しようとする者の耕作面積(2,115.96㎡) *転用目的が、農家住宅・農業用施設の場合に記入する。					
6 都市計画区分	市街化調整区域 未線引の用途地域(種類名) 未線引の都市計画区域(用途地域を除く) 都市計画区域外					
7 土地改良事業の施行状況	事業の種類	事業施行者	施行面積	申請地に関する面積	施行時期	申請地に関する土地改良財産
8 申請に係る土地と農業振興地域整備計画との関係	農業振興地域決定の有無		振興地域内	振興地域外	(告示 年 月 日)	
	農用地区域決定の有無		農用地区域内	農用地区域外	(決定 年 月 日) (農用地区域除外済)	
9 農地区分	農地区分	農振農用地 甲種 第1種 第2種 第3種				
	農地区分の該当事由	・申請地の側道には、上下水管が埋設されており、転用地から概ね500m以内に2以上の教育施設・医療施設等があるため。				
	上記事由に該当する根拠(集団規模、公共施設等、上記区分に該当する根拠を具体的に記入する)					
	【別紙図面参照】					
	「農振農用地」、「甲種」、「第1種」の場合の例外的許可事由					
上記事由に該当する根拠(用途区分、農業従事者雇用割合等、上記区分に該当する根拠を具体的に記入する)						
10 転用の期間	永久転用 一時転用(年 月 日まで)又は(許可の日から 年間)					
11 行政庁の免許、許可、認可の処分の見込み	法令等の名称	都市計画法第29条 都市計画法施行規則第60条				
	手続きの状況	開発許可等不要証明書交付申請中				
12 農業委員会の総合意見	許可 不許可 条件付き許可() 特記すべき意見がある場合はその概要 { }					
13 その他参考となるべき事項	・租税特別措置法の規定による納税猶予の対象 有 無 ・第2種農地等で代替性の検討が必要な場合、その検討内容について					

農地等の転用の許可申請に係る意見書（案）

1 申請区分	法第4条第1項		法第5条第1項		許可条件変更承認	
2 申請者の氏名及び住所	譲受人(借人)	氏名			住所	
	譲渡人(貸人)	氏名			住所	
3 権利の種類	所有権		賃借権		使用貸借	
4 申請に係る土地の所在、 地番及び地目別面積	所在及び地番		面積		左の地目別面積	
					田	畑
	鷲林寺1丁目		1,845㎡		1,845㎡	0㎡
5 耕作の状況	自作地		小作地（耕作者氏名）			
6 都市計画区分	市街化調整区域		未線引の用途地域（種類名）			
7 土地改良事業の施行状況	事業の種類	事業施行者	施行面積	申請地に関する面積	施行時期	申請地に関する土地改良財産
10 申請に係る土地と農業振興 地域整備計画との関係	農業振興地域決定の有無		振興地域内 振興地域外（告示 年 月 日）			
	農用地区域決定の有無		農用地区域内 農用地区域外（決定 年 月 日）			
11 農地区分	農地区分		農振農用地 甲種 第1種 第2種 第3種			
	農地区分の該当事由		<p>・ 申請地は、面的整備は行われておらず、農地としての集団性もない。また、周辺農地と比べ生産性が高いとはいえない。加えて、500m以内に公共的施設はあるものの、隣接する道路において、ガス管、上水道管等の埋設はないことから、いずれの農地区分にも該当しないため、第2種農地に該当する。</p>			
	上記事由に該当する根拠（集団規模、公共施設等、上記区分に該当する根拠を具体的に記入する） 【別紙図面参照】					
10 転用の期間	永久転用		一時転用（ 年 月 日まで）又は（許可の日から 年間）			
11 行政庁の免許、許可、 認可の処分の見込み	法令等の名称					
	手続きの状況					
12 農業委員会の総合意見	許可		不許可		条件付き許可（ ）	
13 その他参考となるべき 事項	<p>・ 租税特別措置法の規定による納税猶予の対象 有 無</p> <p>・ 第2種農地等で代替性の検討が必要な場合、その検討内容について</p> <p>別紙「申請地が代替最適地たる理由」であるように、周辺に適当な土地がなかなか見つからないなか状態であった。また、周辺は土地利用がされており、検討は十分にされていると考えられる。</p>					